

Title	刑事施設における性犯罪者処遇の現状と課題： 韓日の再犯防止教育を中心に
Sub Title	The current status and issues of sex offender treatment in Prison : focusing on recidivism prevention program of Korea and Japan
Author	徐, 運在 (Seo, Un Jae)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.205- 238
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130615-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

刑事施設における性犯罪者処遇の現状と課題

——韓日の再犯防止教育を中心に——

徐 運 在

- 一 はじめに
- 二 韓国における性犯罪に対する厳罰化の過程
- 三 韓日の性犯罪の状況
 - (一) 性犯罪の発生状況
 - (二) 性犯罪の再犯状況
- 四 刑事施設内の性犯罪者収容推移
 - (一) 韓国の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状
 - (二) 性犯罪者処遇プログラムの変遷
- 五 施設内の段階別教育コース
 - (一) 日本の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状
 - (二) 性犯罪者処遇プログラムの導入経緯
 - (三) 矯正処遇の概要
 - (四) プログラムの実施体制
- 六 今後の課題
 - (一) ソフト面の課題
 - (二) ハード面の課題
- 七 おわりに

一 はじめに

「人を殺す殺人は一人の肉体を破壊する犯罪であり、性暴力は一人の魂を破壊する犯罪である」という言葉がある。性犯罪は、被害者に一生消すことのできない傷を残すだけでなく、その家族にも大きな衝撃を与える犯罪であるからである。ここ数年間、韓国社会では性犯罪者に対して強力な処罰を求める世論が高まっている。特に一三歳未満の児童を対象にした性犯罪者に対する国民の怒りは頂点に達しており、社会の不安が続く中、政府は性犯罪者に対して強力な処罰が可能な法律を制定し、ついに二〇一二年八月には、七歳の女の子に対する性暴力事件をきっかけに、物理的去勢についての議論にまで至った。

それにもかかわらず、性犯罪の増加と再犯の深刻さは懸念するレベルを既に超えている。特に人々の記憶から消えかけた頃に発生する児童に対する性犯罪については、強力な処罰だけでは、その再犯防止効果が不足しているという社会各界の共通認識の下、性犯罪者が自分の罪過について反省することができるようになるとともに、それらの治療を行うことが必要だという世論が形成された。つまり、これまでの厳罰化が性犯罪の再犯防止にはあまり効果をみなかったことは、犯罪を予防する手段として刑罰が既に有効でないことを物語っており、そのため威嚇的な対応ではなく、治療的対応が再犯を防止する対策として、主張されるようになり、非刑罰的な治療の対象として性犯罪者が見られるようになったのである。⁽¹⁾ これらの性犯罪者に対する刑事施設内の治療を通じた再犯防止の重要性は今更いまでもない。

現在、韓国と日本の刑事施設内では、性犯罪者の再犯防止のためのプログラムが実施されている。各刑事施設でプログラムがどのように実施されているのか、運用過程で現れた問題は何か、果たして効果があるのかといった

検討が必要である。

本稿では、刑事施設内で行われている性犯罪者再犯防止プログラム（以下プログラムという）に関する内容に限定して考察する。まず、プログラムを導入することを選ばざるを得なかった韓国社会の状況、韓日の性犯罪の発生および再犯状況、そして性犯罪者の収容推移について概観する。次に、韓国刑事施設内で行われている一段階から三段階の教育内容と、日本の性犯罪者処遇の現状とプログラムの内容について若干考察する。最後に運用過程で現れた幾つかの課題を中心に、比較検討をしながら意見を述べる。

二 韓国における性犯罪に対する厳罰化の過程

韓国では一九九〇年代半ばまで性犯罪が社会問題として大きくクローズアップされなかった。ただ運が悪い女性の個人的な問題として認識される傾向が強く、刑法でも性犯罪は貞操の罪として定められていた。しかし、一九九〇年代前半に社会的問題となったギムブナム事件が発生した。これは九歳の時に性暴力を受けた被害者が三〇歳になって加害者を殺害した事件であった。一九九二年には一〇年間性暴力にあった被害者が義理の父を殺害した事件があった。これらの事件をきっかけに、女性団体から現行法では強力な処罰がされないとして特別法の制定の動きが広がり、「性暴力犯罪の処罰および被害者保護等に関する法律」が制定された。二〇〇〇年代には青少年が社会的問題に登場することにより、青少年の性犯罪の中でも、主に性暴力犯罪よりも売春犯罪に焦点を置いた特別法が制定され、性犯罪者の身元を公開する制度が導入された。二〇〇七年一月二日に、当時一一歳、九歳の女の子を拉致して性暴行した後殺害したヘジン・イエスル事件と二〇〇八年に発生したチョ・ドゥスン事件²は当時社会的に大きな衝撃を与えた。これまでの性犯罪とは異なる幼い女の子を性犯罪の対象としたことに加え、発見当時の被害者の姿はとて言葉では表

現できない凄惨な状況であった。また、二〇一〇年には一二歳、八歳の女の子に対する性犯罪（犯人であるキム・ギルテ、キム・スチョル事件）が発生し、国民の怒りは頂点に達して、犯罪者を強く処罰することを要求するに至った。政府は性犯罪者に対する法定刑の引上げと、青少年の売春禁止のための身柄公開制度をさらに拡大した児童・青少年の性保護に関する法律^③の制定、電子監視制度・治療監護制度^④・性犯罪者郵便告知制度^⑤の導入、性衝動薬物治療に関する法律^⑥制定などを行った。これらの性犯罪者に強力な処罰規定を強化した立法措置は国民的共感を得た。一方、処罰強化に集中した政策は、短期的な性犯罪の低下という効果を及ぼすかもしれないが、長期的、根本的な解決策ではなく、厳罰化だけでは被害者の保護を実現できないだけでなく、処罰に重点を置くことはむしろ犯罪者の反感と抵抗を増加させ、性犯罪者の再犯防止という目的を達成するのは難しくなるのではないかという批判も提起された^⑧。

三 韓日の性犯罪の状況

(一) 性犯罪の発生状況

韓国では最近、性犯罪が増加している。最高検察庁の統計でも総犯罪数が約六%増加したのに対し、性犯罪はおよそ一〇倍である約五八%増加したことが明らかになった。特に一三歳未満の児童、一九歳未満の青少年、障害者、親族に対する犯罪が大幅に増加した。つまり、性犯罪の中でも、弱い立場にある人々に対する犯罪の割合が特に高くなったといえる。しかし、二〇〇九年の各国の人口一〇万人当たりの性犯罪発生件数をみると、韓国が三三・七人で、日本の六・四人より高い水準であるが、英国七九・五人、ドイツ五九・六人と比べると、比較的低い水準である。近年の性犯罪増加の原因は個人の自由と権利への認識向上、性犯罪被害者に対する支援対策の充実に応じて性犯罪の申

表 1 韓・日の年度別性犯罪発生件数

年 度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓 国	発生件数	10,365	11,105	11,757	13,573	13,634	15,094	16,156	19,939
	前年比	109.8%	107.1%	105.8%	115.4%	100.4%	110.7%	107.0%	123.4%
日 本	発生件数	15,501	14,474	14,099	13,808	12,662	11,974	11,354	11,901
	前年比	107.4%	93.4%	97.4%	98.0%	91.7%	94.6%	94.8%	104.9%

出典：韓国の法務研修院『2011年度犯罪白書』（強姦と性暴力犯罪を含む）。

日本の警察庁『平成23年上半期の犯罪情勢』平成23年9月（強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強盗強姦を含む）をもとに作成。

告率が高まると高まったことにあり、発生件数を正確に反映するようになったのではないかと指摘もある。

表1は韓・日の年度別性犯罪発生件数を示したものである。韓国は二〇〇三年一万三六五件であった性犯罪の発生件数が二〇一〇年には一万九三九件に増加し、一日平均五五件、時間当たり二・三件の犯罪が発生している。また、二〇一〇年には二〇〇三年に比べて約一・九倍増加し、年を重ねるごとに着実に増加する傾向をみせている。これは、同期間の重大犯罪である殺人一・二倍、強盗〇・六倍、放火一・一倍に比べて高い数値となっている。

これに対し、日本は二〇〇三年に一万五五〇一件発生していた性犯罪の発生件数が二〇一〇年には一万一九〇一件となり、一日平均三三件、時間当たり一・四件発生している。二〇〇三年まで増加傾向にあった性犯罪の発生件数は二〇〇四年からおおむね減少傾向をみせており、二〇一〇年には二〇〇三年に比べて三六〇〇件減少したことになる。強姦の認知件数については、二〇一一年の犯罪白書でみると、一九九七年から増加傾向を示し、二〇〇三年には二四七二件を記録したが、二〇〇四年から減少し、二〇一〇年は一二八九件（前年比一・一三件（八・一％）減）となった。また、強制わいせつの認知件数は、一九九九年から急増し、二〇〇三年に戦後最多の一萬〇〇二九件を記録した後、二〇〇四年から二〇〇九年まで減少し、二〇一〇年は七〇二七件（前年比三三九件（五・一％）増）となった。一方、一三歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の被害者数は、二〇〇四年以降おおむね減少

傾向にある¹⁰⁾。しかし、全体の刑法犯認知件数一五八万五八五六件のうち性犯罪が占める割合は〇・七五%と極めて小さい数値とはいえ、性犯罪の特性上、被害者に与える影響は大きく、特に児童を対象にした性犯罪は、加害者が親・姻戚など、近親者間でひそかに行われ、再犯率が高い点、被害の程度が大きすぎて、治療するのが一生難しいという点、これにより被害者が自殺という極端な選択を行う場合が多いという点などの特徴¹¹⁾を考慮すると、数字の多寡にかかわらず、性犯罪発生を抑止のために国・社会システムの構築と性犯罪者の治療のための継続的な投資と予防努力を行うことが必要である。

(二) 性犯罪の再犯状況

韓国では二〇〇三年から性犯罪者の再犯を防止するため、女性家族部が主催、韓国青少年カウンセラーが主管して児童・青少年対象性犯罪者に反人権性と非倫理性を認識させて加害に対する責任意識と自己制御能力を促し、歪んだ性認識を矯正することを目的とするプログラムを実施した。しかし、期待したほどの効果がみられなかったため、プログラムの見直しが行われることになった。二〇一〇年、性犯罪で検挙された一万八三七九人のうち、再犯者は七七一人で、再犯率は約四二%に達している。これを年度別にみると、二〇〇六年三九・〇%、二〇〇七年三四・二%、二〇〇八年四四・一%、二〇〇九年四一・〇%、二〇一〇年四一・九%である¹²⁾。特に注目すべき部分は、二〇一〇年の性犯罪再犯率が全体の再犯率の約六一%という事実であり、これは憂慮せざるを得ない数値といえる。ただし、性犯罪者に対する強力な取り締まりと実績中心の検挙旋風が高い数値に現れたのではないかと考えられる。これに加え、プログラムを修了し、二〇〇七年に出所した者のうち三年以内に再入所した者の再入者率が二九・九%で、全体出所者の再入者率(二二・三%)よりも高いところをみると、プログラムが十分に行われてはいないといえ、性犯罪前歴がある一〇人に四人は出所後続いて犯行をしており、残りの六人は今後、別の性犯罪の潜在的な予備被疑

者であるということになる。したがって、性犯罪の再犯を減らすためには、施設において強力かつ体系的なプログラムが必ず行われなければならない、教育体系の改善も必要不可欠であるといえる。また、二〇〇七年の刑事施設全体の出所者二万四一五一人のうち、三年以内に禁錮以上の刑の宣告を受け、再入した者は五三九六人で、再入者率は二・三％であった。これを罪名別にみると、麻薬犯罪（四一・五％）が最も高く、次いで窃盗（四〇・〇％）、強盗（二三・〇％）、暴力（二二・三％）、性犯罪（二七・五％¹⁴）の順で現れており、性犯罪で出所して性犯罪で入所した受刑者は三二・九％となっている。

これに対し、日本の再犯状況をみると、平成一二年上半期に刑事施設を出所した者を対象とし刑事施設を出所した後の一〇年間の再犯の有無を追跡調査した結果、再犯率は、殺人一七・二％、傷害致死三二・九％、強盗三九・一％、強姦三八・五％、放火二六・一％で、再犯者の構成比をみると強姦および強盗で高く、殺人は低い。再犯の罪名を限定して再犯率をみると、殺人では、粗暴犯による再犯率は五・五％、傷害致死では、粗暴犯による再犯率は二・一％であり、強盗では、財産犯による再犯率は二八・四％、放火では、放火による再犯率は七・五％、強姦では、性犯罪による再犯率は一五・六％であり、同種再犯率は、強姦、強盗および放火が高い¹⁵。平成三三年度の矯正統計年報によると、二〇一一年の性犯罪入所受刑者の初入者の数は五六〇人（六七・八％）、再入者の数は二六六人（三二・二％）である。このうち、強姦同致死傷の再入者率の推移をみると一九八八年二八・七％、一九九八年一九・七％、二〇〇三年一八・〇％、二〇〇六年二一・四％、二〇〇七年一九・八％、二〇〇八年一九・一％、二〇〇九年二〇・五％、二〇一〇年二二・五％と二〇％前後の割合を示しており、ここに類似の性犯罪を含めると約二七〜三二％までその数はさらに増加する。

表2 韓・日の刑事施設の性犯罪者収容人数

年 度		2006	2007	2008	2009	2010	2011
韓国	収容者総数	45,651	45,647	47,966	48,288	45,681	45,169
	性犯罪収容者総数 (収容者総数に対する割合)	5,089 (11.1%)	4,819 (10.6%)	5,100 (10.6%)	5,273 (10.9%)	5,635 (12.3%)	5,619 (12.4%)
日本	収容者総数	81,255	79,809	76,881	75,250	72,975	69,876
	受刑者総数	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845	61,102
	性犯罪受刑者総数 (受刑者総数に対する割合)	3,439 (4.88%)	3,600 (5.13%)	3,691 (5.45%)	3,706 (5.61%)	3,542 (5.54%)	3,453 (5.65%)

出典：韓国の法務部矯正本部（2011年3月31日現在）（既・未決含む）。

日本の法務省『平成23年度の矯正統計年報』（わいせつ・同文書頒布等、強制わいせつ・同致死傷、強姦・同致死傷、強盗強姦・同致死含む）をもとに作成。

(三) 刑事施設内の性犯罪者収容推移

二〇一一年、韓国刑事施設に収容されている性犯罪者は五六一九人で、全体収容者比一二・四％の収容率となっている。これは、二〇〇六年の一一・一％から一・三％増加しており、数値としては、五三〇人増加した。他の重大犯罪数が少しずつ減少している現状において、専ら性犯罪だけが増加傾向にあるのは、けっして軽く見過ごせることではなく、これらの性犯罪者の少なからぬ数が改善されないまま出所すると思えば恐怖すら感じる。

これに対して、日本の性犯罪受刑者は二〇一一年現在三四五三人で、全体受刑者のうち約五・七％の割合を占めており、韓国に比べて少ない数値となっている。統計上、韓国の場合は、既・未決囚を含むすべての人員を合算したものであり、日本は、受刑者のみを数値に反映していることから、その割合が低くなった面もあるが、日本の方が低いということだけは明らかである。しかし、日本の場合も二〇〇四年四・七％（三〇二八人）から約一・〇％（四二五人）緩やかに増加している。全体の受刑者の割合と比較すると、その数は比較的小さく、再入者率も他の犯罪に比べて低いとはいえず、被害者の心身に及ぼす被害の甚大さと、特に幼い子どもに及ぶその衝撃を考えると、刑事施設と

してはこれらの者に対する適切なプログラムを実施して再犯防止を図ることが責務であり、またそれは社会の強い要請となっている。

四 韓国の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状

(一) 性犯罪者処遇プログラムの変遷

性犯罪者に対する再犯防止プログラムは、約六年ほど前から実施されているが、これを詳細にみると、プログラムの試験実施、全刑事施設実施、段階別実施、強化実施に区分できる。二〇〇六年、強姦罪で出所した者が一三日後、児童にわいせつして殺人した事件を契機として、法務部は、犯罪行為を誘発した様々な心理的異常を究明した後、矯正・治療を目的としたプログラムを試験的に実施した。しかし、当時は統一されたプログラムや施設、専門職員も確保されず、地域性暴力相談所の相談員が児童および成人に対する性犯罪者を対象に、二〇時間の教育を実施するのみであった。その後二〇〇七年、刑事施設で性犯罪者に対するプログラムを実施することになったが、この時も十分な予算や専門人材は裏付けされていない状況であった。二〇〇八年相次いで起きた児童性犯罪事件をきっかけに矯正本部は「児童性犯罪者の特別教育推進計画」を策定し、集中教育施設を開設し、プログラムの開発と専門人材養成を推進した。これに伴い、四つの集中施設が設置され、九〇時間の教育を実施することになった。二〇〇九年には性犯罪者再犯防止のための法的根拠を定め、同年一月には「性犯罪者矯正プログラム集中運用計画」を策定し、段階的な教育を実施することになった。二〇一〇年、二〇一一年には性犯罪者を強力に処罰する法令が制定・改正され、治療プログラム履修命令¹⁶⁾の対象者が一三歳未満の児童対象性犯罪者から一九歳未満の青少年対象性犯罪者まで拡大され、

表3 性犯罪再犯防止段階別の教育課程

区 分	1段階 基本教育	2段階 集中教育	3段階 深化教育
実施機関	全刑事施設	ソウル南部、昌原、公州、順天、議政府、浦項、木浦	ソウル南部刑務所附設矯正心理治療センター
教育対象	刑確定後6月以内のすべての性犯罪者	13歳未満の児童や障害者を対象にした性犯罪者と履修命令100時間以下の者	2段階教育後、検査と結果分析に基づいて深化教育が必要な者と履修命令300時間以下の者
教育時間	100時間	100時間	6ヶ月(最低300時間)
教育人員	10人程度	10人程度	10人程度
教育進行	外部団体	刑務官(臨床、相談心理関連の学位所持者または有資格者)	刑務官(臨床、相談心理専門家)

出典：刑事政策研究院「性犯罪者再犯防止のための治療プログラムの開発研究」2011年。

さらにすべての性犯罪者を履修命令対象者とすることで、対象者数が急速に増加すると予想し、プログラムを強化した⁽¹⁷⁾。法務部は二〇一一年の重点推進課題の一つとして、児童・障害者を対象とした高危険性性犯罪者の治療のための「矯正心理治療センター」を開設し、再犯防止教育を実施することとなった。

(二) 施設内の段階別教育コース

刑事施設内の性犯罪収容者には、次のような三段階の教育を実施している。

1 一般教育施設(一段階、基本教育)

一段階目の教育課程は、刑事施設に収容されたすべての性犯罪者がその対象で、女性家族部⁽¹⁸⁾の矯正治療プログラム運営事業施行機関がプログラムを運用し、保護観察所で受講命令の教育をしている民間団体が教育を担当している。以前二〇時間だった教育時間を二〇一年から四〇時間に拡大し、二〇一二年九月からは一〇〇時間に拡大した。基本教育の目的は、出所後の同種犯罪の予防、特に児童性犯罪者に正しい性知識を植えつけるなどの教育を実施して社会復帰と再犯防止を促すことである。対象者は、判決によって「性犯罪者」として罪名が分類された者のうち、刑確定後六月以内、残刑期

が一月以上の者であり、除外者は精神疾患者、知的障害者、ハンゲル未解読者、高齢者（七〇歳以上）、認知症者、病棟収容中の者として医官が教育の参加が適切ではないと認める患者、その他、所長判定により対象者に適していない者である。運営は、地域相談所に所属されている性犯罪の専門家二人が行い、約一〇人余りの者を対象に「性暴力加害者矯正・治療プログラム」を実施する。性犯罪収容者は、他の教育よりも優先して同プログラムの対象者として選抜き、教育に積極的に参加し、反省尺度の数値増加等の教育効果がある修了者には「家族面会の日参加券」を交付する。また、事前・事後検査によって尺度の数値に変化がある収容者は、分類処遇の際に参考にし、教育拒否者や妨害を行った者については「刑執行法」第一〇七条第三号¹⁹⁾により懲罰し、同課程を受講していない者は職業訓練の対象者から除外する。

2 集中教育施設（二段階、集中教育）

二〇〇八年初めに、児童を対象にした性犯罪が社会的な問題として台頭すると、矯正本部は、二年にわたり再犯防止プログラムを実施した結果、児童性犯罪者にはより長期間の集中教育が必要だという結論に達し、刑事施設四つを児童性犯罪者の集中教育施設に指定し、九〇時間の治療プログラムを実施した。その後二〇一〇年と二〇一一年に性犯罪を強力で処罰する法令が制定・改正されたことから性犯罪者が増加することが予想され、これらの教育の実施の必要性が増大した。それに伴い、教育時間を一〇〇時間に拡大し、二〇一〇年一月から三つの施設を集中教育施設に追加した。今年八月に七歳の児童の性犯罪事件が社会的に大きな反響を喚起したことに応じて、安養、安東、忠州、全州を追加集中教育施設に指定した結果、総合計一一の施設で集中教育を実施している。集中教育の目的は、児童性犯罪者の歪んだ性認知体系を正常にし、再犯防止をし、加害者の暴力的な行動は社会から受け入れられないという点を認識させ、加害者の行動は自分の判断によるものであるとして犯罪の行動に責任を負うようにすることである。教育対象は、一三歳未満の児童や障害者を対象した性犯罪者で二年以内に出所予定の者と裁判所で治療プログラムの履

修命令を併科された者である。したがって、教育は、本人の意思とは関係なく、強制的に実施しており、刑務所独自の運用プログラムに応じて、臨床・相談心理学関連の学位所持者または有資格者二人で構成された刑務官が、一〇人前後の対象者を中心に、認知行動療法プログラムなどを実施している。

3 深化教育施設（三段階、矯正心理治療センター）⁽²⁰⁾

二段階の教育課程で改善効果を期待しにくく再犯の「高危険群」に属する性犯罪者に向けた深化教育が必要であるとして、二〇一一年ソウル南部刑務所に矯正心理治療センターが設置された。対象者は、児童対象性犯罪者（障害者対象性犯罪者も含む）で、集中教育施設で一〇〇時間以上の教育を受けた者のうち、再犯高危険群に選別された者であり、一回の教育人員は一〇人から一五人前後である。教育不適合者は、重警備級処遇者、精神疾患者、知的障害者、聴覚・視覚障害者、認知症者、重症患者で医官が教育の参加が適切でないと認めた者、常習規律違反者などである。同センターでは、児童対象性犯罪者は六ヶ月間三〇〇時間以上、障害者対象性犯罪者は三ヶ月間一五〇時間以上のプログラムが専門家によって実施されている。深化教育の目的は、高リスクの性犯罪者に対して効果的なプログラムの実施を通じた再犯防止、治療プログラムの開発と検証ツールの製作、性犯罪者の特性と治療結果などのデータベース構築、外部機関との連携である。職員は定員一五人で、現在一二人が配置されており、心理教育、個人・集団相談等のカウンセリングなど専門家八人と心理教育、臨床面接、心理検査、評価などを担当する専門家三人、行政業務を担当する一人で構成されている。プログラムは、認知行動療法と再発防止理論に基づいた心理治療や心理教育課程で、收容者の特性に基づいた教育を実施する。治療プログラムは、集団カウンセリング方式で進行し、社会的技術プログラムとして怒りの調節、ストレス管理、性心理、中毒予防、衝動調節などを行う。治療共同体の活動は、週一回実施され、また宗教別精神訓練も可能である。特別活動として、文学組、合唱組を運用しており、特別教化活動としての瞑想、特別講義や再犯リスクと心理測定に必要な心理検査、さらに社会的処遇として、家族面会の日などを施行して

いる。プログラムの運用は、九時～一六時半まで週休二日制で、一日五時間を超えることはできない。教育期間は児童対象性犯罪者の場合、一回当たり四〇人を六ヶ月コースで四〇〇時間、障害者対象性犯罪者の場合、一回当たり六〇人を三ヶ月コースで一五〇時間、履修命令併科者の場合、一二〇時間（三ヶ月コース）、一六〇時間（四ヶ月コース）、三〇〇時間（六ヶ月コース）で運用している。

五 日本の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状

(一) 性犯罪者処遇プログラムの導入経緯

二〇〇四年一月、奈良県で発生した小一女児殺害事件の犯罪者に同種の犯罪で服役した前科があることが明らかになったことから性犯罪を繰り返す者の処遇の充実を求める世論が高まり、これに応える形で法務省の矯正局と保護局が連帯し、二〇〇五年四月に性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げた⁽²⁾。この研究会では、外部の有識者八人による研究会およびワーキング・グループによるプログラム開発作業が進行し、諸外国の中で最も研究が発展しており、有効であるというカナダ矯正局のプログラムを参考にして日本版を作成した。そして、二〇〇六年三月に性犯罪者処遇プログラムが策定され、同年五月の法改正と同時にプログラムが開始された。

(二) 矯正処遇の概要

二〇〇六年五月に監獄法が改正されたことに伴い、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行された。これに伴い問題性に焦点を合わせて少人数の集団を編成して指導を行うことができる特別改善指導プログラムが実施

された。これには、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の六種類があり、このうち性犯罪には、プログラム受講の必要性が認定されて性犯罪再犯防止指導の受講が義務づけられた。これは今まで強制することができなかった特別改善指導の法的根拠が定められたものであり、拒否すると懲罰に処せられることになった。しかし、矯正処遇は収容者の自覚に訴え、改善更生の意欲を喚起させ、社会生活に適応能力の育成を図るためのものであることからその効果を高めるためには、収容者が矯正処遇の意義を理解し、自発的に参加する気持ちを涵養させることが重要である。⁽²²⁾

(三) プログラムの実施体制⁽²³⁾

1 プログラム実施施設

性犯罪者に対する調査実施施設は各管区に設置されている八つの調査センター（札幌、宮城、川越、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）で、受刑者のうち特別改善指導の受講が必要であると推定される者に対して年齢に関係なく、心理技官による専門的調査を実施の上、処遇計画を策定する。川越少年刑務所および奈良少年刑務所の推進基幹施設と府中刑務所および大阪刑務所の特別重点実施施設では調整プログラムと高密度、中密度のプログラムを実施し、札幌、盛岡、山形、黒羽、名古屋、加古川、広島、高松、福岡、佐賀の重点実施施設では高密度と中密度を実施している。ただし、山形、黒羽、加古川、滋賀は中密度のみを実施している。函館、松本、三重、山口、松山の一般実施施設では低密度のプログラムを実施している。メンテナンスプログラムは女性刑務所、市原刑務所、美祢社会復帰促進センターを除くすべての施設で実施している。

2 性犯罪者処遇プログラムの流れ

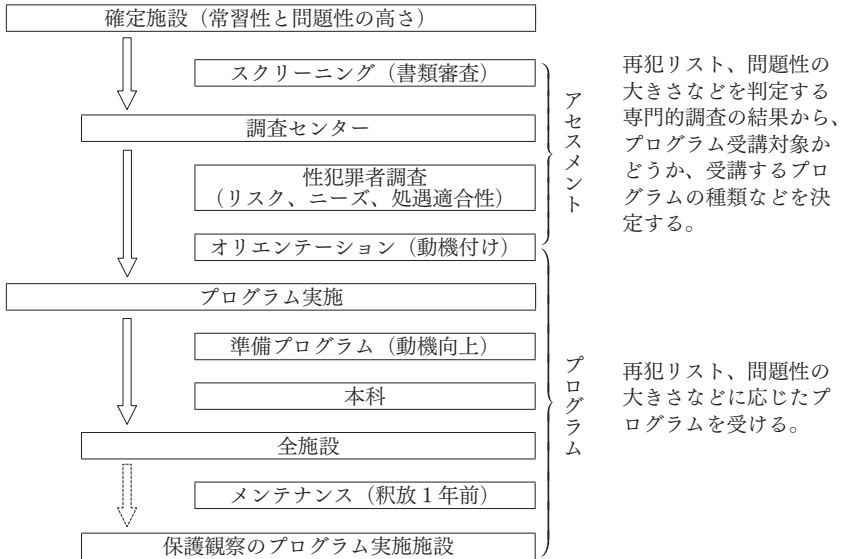
収容者の刑が確定するとスクリーニングを介してプログラムの対象者を選別する。審査は、①罪名と事件の内容

(性的動機に基づく事件か)、②常習性が高いか、③性犯罪につながった問題性が高いか、などを判定し、罪名に関係なく性的動機に起因した者を選別するが、一回の単純性犯罪者は除外する。ただし、被害者を殺害した性犯罪者、一三歳未満の児童を対象とした性犯罪者は回数に関係なく含まれる。つまり、繰り返し性犯罪を犯すことが最も重要な条件であり、相手と接触しない性犯罪、例えば下着を繰り返し盗んだといった者は除かれる。選別された者は、詳細な調査のために調査センターに移送し、被害者の年齢、性別、本人の結婚の有無など統計上、犯罪に至りやすいリスクを調査する。これは本人の属性であり、処遇プログラムで変化させることはできない。次に、再犯の可能性と結び付いている犯罪者の考え方、児童への執着心など処遇で変化し得るニーズ調査を実施する。さらに、知的能力や日本語の理解能力などを調べるための処遇適合性調査を面接を通じて行い、徹底かつ具体的に尋ねることで彼らの性犯罪に含まれる問題性を特定する。この段階でプログラムの受講対象かどうか、プログラムの種類、プログラムの実施施設、実施時期などを総合的に判定し、移送する。このとき「あなたにはこのような問題性があり、したがってこのようなプログラムを実施する」という本科受講に対する不安や疑問を解消すると共に動機付けを高めるためのオリエンテーションを実施する。その後も嫌だという者を対象に、今年からは「準備プログラム」を導入している。これは、性と関連する話ではなく、他人の前で自分の問題を話せるように適応させるためのプログラムで、この課程が終わると「本科プログラム」を受講することになる。その後、収容者の釈放が近づいたら、「メンテナンスプログラム」という形で今まで学んだ内容を復習する。これは社会に復帰する前にもう一度プログラムを記憶させることで性犯罪に接触しないようにするためである。

3 性犯罪者処遇プログラムの内容

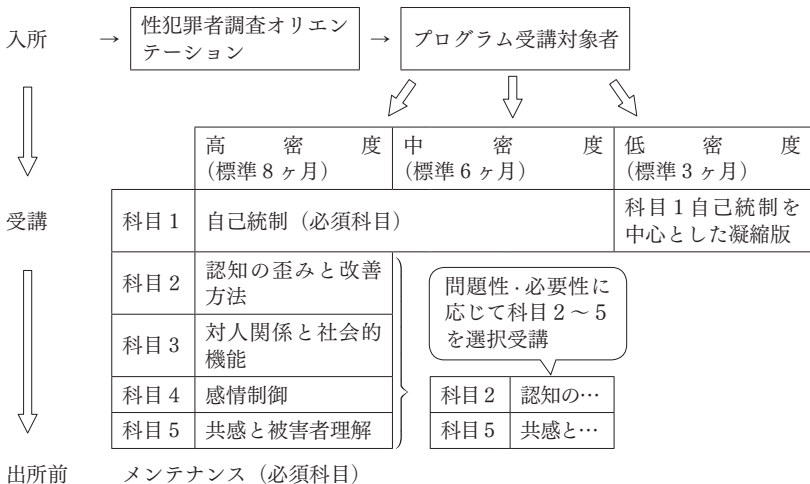
プログラムは認知行動療法⁽²⁴⁾を基礎とし、リラクス・プリベンション⁽²⁵⁾等の技法を活用して性犯罪を抑止するためのスキルを身に付けさせることを目的としている。プログラムには三種類の密度を設け三段階に実施する。性犯罪につな

図1 処遇プログラムの流れ



出典：第59回日本矯正医学会シンポジウム「刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの現状について」2012年10月。

図2 処遇プログラムの内容



出典：法務省矯正局・保護局「性犯罪者処遇プログラムの実施について」2005年12月。

がる問題性が大きい高リスクの者には高密度のプログラム、性犯罪につながる問題性が比較的限定的な者は中密度のプログラム、比較的小さい者は低密度のプログラムで、それぞれが八ヶ月、六ヶ月、三ヶ月となっている。高密度の者は全科目である五科目を受講させ、科目は、それぞれの動的リスク要因に対応するようになっていく。中密度の者は、科目一の自己統制は必ず受講させ、残りの科目は本人の問題性に応じて必要な科目を受講させる。低密度の者はすべての科目を圧縮した形にして受講させる。また、刑期が短期であるが高リスクまたは中程度のリスクがある者で高密度や中密度のプログラムを実施することができない者には、圧縮プログラムで標準四ヶ月の間集約的に実施する「集中プログラム」を、高密度や中密度に相当する者として特定の本科を受講するように選定された者には、自己改善や再犯防止のための動機を向上させるための目的で二週間（四回）の「準備プログラム」を今年から試験的に実施しているが、その効果が期待以上であったことから来年から拡大する予定である。そのほか、知的能力に障害があるか、低知能であるため刑務官の指示を理解できない者を対象に標準一〇ヶ月の「調整プログラム」を二〇〇九年から実施している。

六 今後の課題

(一) ソフト面の課題

1 プログラムの内容面の課題

(1) 適切的な対象者の選定

最も良い性犯罪再犯防止プログラムは、すべての性犯罪者に十分な人的資源が整った施設で、科学的かつ体系的に

実施することである。性犯罪は社会的な影響がどの犯罪よりも深刻であることから、できればその対象者すべてにプログラムを受講させることができるシステムの構築が何よりも重要である。

韓国はプログラムの対象者を選定する際、罪名が性犯罪であるすべての者を一括選定してプログラムを実施している。つまり裁判所から履修命令が併科された収容者は当然であるが、そうでない収容者も罪名が性犯罪であれば対象者として選定する。しかし、諸条件が不十分な状況ですべての性犯罪者を対象者に選定することが果たして合理的なのか疑問がある。プログラムを実施するためには、諸条件、つまり、性犯罪者に対する調査、心理検査、面談などを実施することができる人的資源、施設、環境などが整っていないければならない。それにもかかわらず、そうでない現状においてすべての性犯罪者にプログラムを実施するには無理がある。また、人的資源、施設などの条件が不十分な状況でプログラムを実施する場合、質的低下が懸念されるのはもちろん、その運用も形式的に流れる可能性が高い。

したがって、ただ罪名だけでその対象者を選定する現在の方式を脱する必要があると考えられる。もちろん、適切な諸条件が整備されているならば、それが錦上添花を添えるともいえるが、そうでない現状においては代案を考慮する必要がある。法務部の人的資源の確保もしばらく不可能な現在、対象者の選定が合理的でないだけでなく、プログラムの実施が適切ではない収容者についても、プログラムを実施することにより、予算の無駄遣いが発生している。これ無くして教育効果を上げるためには、プログラムの対象者の選定に何よりも心血を注がなければならない。そのためには、短期的には、日本の例を参考にしながら、長期的には不足している諸条件の拡充に努めなければならない。

これに対し、日本ではプログラムの実施目的は性犯罪者の再犯を抑止し、児童や女性を加害者から守り、社会の安定性を高めるとされているため、対象者を選定するとき、罪名と事件内容が性的動機に起因するのかが、常習性があるかどうかを判断して選定している²⁶⁾。また、刑確定施設での一次書類審査、調査センターでの面談による二次審査により対象者を選別している。つまり韓国のように罪名だけで対象者を選定するわけではない。一見するとこれは非常に

合理的に思われる。すべての性犯罪者を対象としない理由は、コストと実際にリスクが高い者だけを選別するためだというが、果たしてその選別は適切に行われているのか。二〇一一年末、男性受刑者五万六四八人のうち、性犯罪者が三四八人いる中で、プログラムの受講人員が年四五〇人余りであることと二〇一一年新入性犯罪受刑者が年八二六人²⁸⁾で、各施設の年プログラム受講者を超えていることを考えると、プログラムの実施が適切に行われているか疑問がある。しかし、現実には各施設でプログラムを実施する人手は決まっており、これにより、再犯のおそれが高い者から優先的に実施せざるを得ない状況である。再犯の有無を予測することは難しい。誰が再犯をするか、しないかは知ることができず、あらゆる性犯罪者が潜在的な被疑者になる可能性があるという蓋然性を念頭に置かなければならない。そのような面で人手不足のため、プログラムの受講を待っているかもしれない收容者と定められた人員しか実施せざるを得ない現実の問題がある。プログラムの受講が必要な性犯罪者選定に小さな穴も生じてはならないだろう。

(2) 薬物治療との併用

人には個人差、つまり性格、知能、プログラムに対する理解度、反省の程度、考え方に違いがあり、これによってプログラムの結果が異なる。したがって、自分の意志だけでは性欲が制御されないリスクが高い收容者には本人の了解を得て薬物治療を併用するのはどうだろうか。

二〇一〇年、韓国の大学病院で一八歳の男性に薬物治療を実施したことがある。この男性は、高校時代から学校生活不適応、身体の歪み、妄想、一日三〜四回の自慰行為、女性の胸を触って逃げるなどの衝動的性行為があり、病院を訪れ、性倒錯症と衝動調節障害の診断を受け、この症状が続く場合、犯罪者になる可能性が高いということで薬物を投与し、心理療法を併用した。一年後には性欲減退や性的な動画をみる回数も減り印象もやわらかくなった。薬物を投与する前には六・二三ng/mlだった男性ホルモン血中濃度²⁹⁾が〇・四八ng/mlに減少し、副作用も観察されなかった。医師によると、現在まで性欲がよく抑止されて生活も安定しているという³⁰⁾。この事例は、長期間の研究ではない

ことから、臨床評価と安全性の確認が十分ではない。また、薬物投与が中止された場合、性ホルモンの濃度が元の状態に戻るという欠点と薬物だけでは性犯罪者の性に対する認知の歪みや思考の偏りが是正されないことから、認知行動療法などのプログラムとの併用実施が不可欠である⁽³¹⁾とする。韓国では性衝動薬物治療⁽³²⁾という概念で裁判所から薬物治療を命じられた者は、治療監護所で薬物治療を実施している。高危険群である性犯罪者に心理療法なしで、薬物治療のみ行っても、勃起ができないようにして強姦を防止することは可能だが、変態性欲者を量産することになるという問題点が指摘されたことから、心理療法を併用して治療効果を高めている。したがって、議論の末に導入した薬物治療を刑事施設内にも導入し、プログラムと併用実施すればその効果がより一層高まるのではないか。

日本は、プログラムの導入初期に薬物治療に関する意見が提示されたことはあったが、薬物投与は、医療の観点からアプローチする必要があり、施設内の医師不足問題と共に関連省庁などの対応の問題があることから、これについての進捗は見られない。どのような手段を使ってもすべての性犯罪を防止することは不可能だという意見もあるが、性犯罪再犯率を1%下げるとは数百人の被害者を未然に防止することであり、劇的な再犯率の低下がないからといって意味がないとは限らない。できるかぎりすべての方法を使ってみる必要がある。特に精神障害の分類に属する異常性愛犯罪者は、その特性に応じた対策が必要であり、最近有効であると認められる精神療法と薬物療法を用いる治療法が提案され、その治療の結果、再犯抑止に効果があったという報告を参考にする必要はある。医学、人権、法制度などの様々な側面から薬物治療の導入に問題があるというが、必要であれば法改正や制度の新設など性犯罪者に對する薬物治療併用の前向きな検討が必要である⁽³³⁾。

人は自分の問題は自分が一番よく知っている。出所後、自分に異常な性的衝動が起こればと思ったら、自分で薬物治療を続けることができる制度の整備が必要である。この場合、保護観察官の管理体制の下で病院への来院を促して薬物治療を継続すれば、その効果は高いだろう。薬物治療は費用の問題⁽³⁴⁾を見過ごすことはできず、一生投薬しなければ

ならないという点が指摘されるが、国が性犯罪根絶の次元で積極的に立ち上がって解決するならそれほど難しいことではないと考えられる。

2 プログラムの運用面の課題

(1) 専門職員の確保と適切なプログラムの運用

プログラムを運用する上で最も重要なのが専門家の確保とプログラムの内容である。まず、本プログラムは高いレベルの専門知識を必要としており、対象者の選定や相談、運用などにあたり、専門家の確保は非常に重要である。カナダの性犯罪者治療専門家であるウィリアム・マーシャル博士は、「人は改善されることがあり、刑務所で相談治療を受けた性犯罪者五三五人を出所一〇年後、追跡してみると五・四%が再犯を犯したのに対して、相談治療を受けなかった人の再犯率は二四%に達し、相談治療をすると再犯率が低くなることから、これを政策に反映しなければならぬ」と強調する。政策へ反映するためには専門知識と資格を備えた人的資源の確保が必須である。しかし、韓国は、専門家である臨床心理士はわずか二六人余りに過ぎず、これらに対する資格基準や統一されたガイドラインがない。また、一段階目の教育は外部の民間協力機関が担当しているが、教育内容の管理、統制がなされておらず、結局、教育の効果は、専門家の能力とレベルに応じて異なるという状況であり、資格のない講師による形式的な運用が行われている施設もある。また、プログラムを担当する刑事施設および保護観察所、外部委託機関の人材の専攻を調査した結果⁽³⁵⁾、一七三人中、心理学が五二人(三〇・一%)、社会福祉学は五七人(三二・九%)、教育学が二〇人(一一・六%)、その他が四四人(二五・四%)であり、一段階目の教育を担当する民間人の五〇%以上が高卒で、性暴力教育院を卒業した専門家というには不十分な実情であった。さらに、刑事施設の職員の中にも専門資格や専攻と関係のない者があり、関連資格保有者は四三%に留まっている。一段階目の教育担当者は刑務官一人、二段階目では専門職員一人あるいは二人だけという現状においては、専門職員の補強が必須といえる。これに加え担当講師に関する統一的な資格

基準や定期的なメンテナンス教育の必要性も提起されている。

これに対し、日本は韓国よりは事情が良いといえ、性犯罪者に対する再犯防止対策への関心の増加に伴い、プログラムの開発が進められ、積極的に実施している。しかし、残念ながら刑事施設内では個々の受刑者の特性や問題に合う木目の細かい処遇を行うだけの人的資源と体制が不足している。⁽³⁶⁾ 現在、刑事施設七七のうち（支所を除く）本科プログラムは一九施設で、メンテナンスは五六施設で実施しており、いずれも専門家が十分に確保されているとはいえない。調査センターで対象者を選別する職員は、法務技官だが、一般施設では、専門資格がない刑務官がプログラムの運用に関与している。すべての性犯罪者を対象にしない理由としても人件費、すなわち専門家の不足が最も大きいと指摘される。また、プログラムを運用する職員は、専門資格を備えた職員が最も望ましいが、専門資格の有無はプログラムの運用条件ではない。プログラムの担当者は年二回、各一週間ずつ研修を実施し、この研修を受けた人がプログラムを運用しているが、問題は研修を受けた職員が施設内補職変更によってプログラムの運用と関係のない部署への異動や他の施設に転動になる場合である。苦勞して研修を実施し、ノウハウを蓄積した職員が専門の経験とは全く関係のない部署への異動となることにより、これまでの努力と経験が役に立たなくなるのである。カナダでは、プログラムの担当者はライセンスが必要な関係で、ある程度のトレーニングを受けた職員が同業務を担当しており、ライセンスがある職員は転動の際にも「あなたはこの仕事においてプロであるため、大丈夫です」として本人の希望を配慮し、同じ仕事を続けるようにしたり、他の部署に異動しても同プログラムを運用できるようにしている。人的資源が不足している現状を打開する方法として、外部の専門家を活用する方法も良い選択肢の一つといえるが、現在そのような外部の専門家は、身分保証や雇用問題などにより、職員のアドバイザーという形態で関与しているだけで、プログラムの運用には関与させずにいる。プログラムを運用する専門家は刑務官の中で専門資格を持つ者が最も理想的ではないかと思う。その理由は、毎日收容者と一緒に生活しながら、それらを最もよく知ることができ、心理的な

関係に基づく親近感が形成されることはプログラムの運用にも多くの助けになると思われるからである。したがって、法務部は内部職員の中で関連分野を専攻した職員の専門研修などを実施し、活用すれば、良い成果が表れるのではないかと思う。いくら良い制度と政策、プログラムを備えていても、これを行う専門化された人材がいなければ何の意味もない。特に児童性犯罪の専門人材については、いうまでもない。専門知識と資格、高い見識を備えた十分な専門家の養成は、何よりも急がれる課題である。

次に、プログラム運用に関してである。韓国において二〇〇七年、プログラムを受講し、出所した者の三年間の再入者率が二九・九%であることはプログラムの効率性と内容に問題があることを示している。もちろん、当時のプログラムはまさにスタートした段階であり、体系的、科学的でない側面があったことは事実であるが、再入者率が全出入所者の再入者率二二・三%よりも高かったのは、教育システムの改善と適切なプログラムの開発が切実であるということを物語っている。二〇一一年、刑事政策研究院のプログラム満足度調査⁽³⁷⁾によると、対象者四五人のうち、三七・七%が「不満足」もしくは「普通」と答えた。これは先進国と比較してプログラムの内容や運用過程において満足を得られていないことを物語っている。また、プログラムが人生に役立つかの質問では七一・一%が「役に立った」、二二・二%は「役に立たなかった」と答えた。さらに、「個別面談、職員の専門知識、プログラム内容の強化、個人の変化意志を増進させる内容を補強しなければならない」という回答もあった。二〇一一年、全国一五の施設の性犯罪者三九三八人を調査した結果⁽³⁸⁾、プログラム受講者は一四四三人で、受講時間も一人当たり四〇〜一〇〇時間程度に過ぎなかった。これは、先進国の一人当たり二〇〇〜三〇〇時間と対照的であった。担当者は、プログラムの効果を最大限にするためには、ワークショップの機会、組織的配慮、スーパーバイザーの活用を増やす必要があると述べている。また、プログラムをより体系的に実施するためには、総合的な性犯罪者の評価システムを確立して参加者の経過を把握する一方、プログラムの運用を現在の一週間にすべて実施することより、一週間に一〜二回行い、性犯

罪者が出所した後も治療成果を維持するための別の戦略を用意しなければならぬと指摘した。

これに対し、日本で実施されているプログラムは性犯罪者の再犯リスクに依りて高・中・低密度にわけられ、その内容や時間が決まっており、ある程度体系的に構成されている。しかし、各密度の時間をみると、高密度一〇七時間、中密度八〇時間、低密度四〇時間で、先進国に比べると非常に少ない。カナダでは、治療期間は危険性と再犯の可能性に基づいて決まっており、通常六ヶ月間治療し、高リスクの者は二〜一八ヶ月間掛かるという。また、カウンセリングは長ければ一八ヶ月間受けるが、アルコール中毒、麻薬中毒のような問題が混ざっている場合には期間を延ばすこともあり、中毒の分野に応じて、それぞれの治療専門家が投入されるという。³⁹⁾ さらにもう一つ重要なことは、対象者のリスクに見合った密度のプログラムを実施することである。再犯リスクと処遇密度のマッチングに関する四種類の研究⁴⁰⁾によると、対象者のリスクレベルに見合った処遇密度を充実させなければ再犯率が上昇するという結果が報告されている。つまり、対象者にそれぞれ判定された再犯リスクの程度と受講するプログラムは、必ず一致しなければならぬ。低リスクである者は低密度プログラムを受けることが再犯抑止効果が高いということである。反対に低リスクの者が、高密度のプログラムを受講すると再犯率が上昇するということである。これはとても不思議な結果であるといえる。単純に考えれば、リスクが低い人にも多くのプログラムを運用したほうが良いのではないかと思われるが、どの研究結果でも同様の結果となっている。その理由の一つとして、低リスクの者がまだリスクがそれほど高くない状態で、セルフイメージもそれなりに良い状態を維持しているにもかかわらず、自分が性犯罪者で、性に問題があるとして高密度のプログラムを受けることにより、ますますセルフイメージが悪くなって挽回することができなくなるということが挙げられる。自分はどうせできない人だと思い、より間違った行動を起こすのである。これは、カナダでは四〇年以上にわたり常識として通用しており、必ずリスクの程度と一致したプログラムを実施しなければならぬ⁴¹⁾とされている。これを受けて、日本はRNR (Risk, Need and Responsivity principles) モデルをプログラムの運

用に適用している。韓国でもリスクに応じた適切なプログラムを運用するためのRNRのアセスメントの実施がより重大な課題の一つとなっており、対象者に適したプログラムの運用を何よりも重視すべきである。

(2) 対象者に応じたプログラムの適用

韓国で実施しているプログラムでは、第一段階目には、すべての性犯罪者を対象にプログラムを実施し、二、三段階では、一三歳未満の児童を対象にしたプログラムに集中している。つまり、大多数の性犯罪者が成人を対象にした犯罪者であるにもかかわらず、これらに対するプログラムがずさんであるということが出来る。もちろん、児童を対象にした性犯罪は成人に比べてその衝撃は非常に大きいのが、成人に対する性犯罪も女性の人権を抹殺する行為であり、その衝撃も一生持続するという点で軽く見過ごすことはできない。

二〇一〇年の韓国の全性犯罪件数一九九三九件中、児童対象の犯罪は五・九%、残りの九四・一%は一三歳以上を対象にした性犯罪件数である。また、刑事施設に収容されている児童対象性犯罪者は全体性犯罪者の一六・五%に相当し、残りの八三・五%が一三歳以上を対象とした性犯罪者である。それにもかかわらず、プログラムの焦点が一三歳未満の児童に集中しているという状況には問題が多い。

これに対し、日本は全性犯罪件数一万一九〇一件中、児童対象の犯罪は九・六%、残りの九〇・四%は一三歳以上を対象にした性犯罪件数である。⁽⁴⁾プログラムの対象者は区別がなく、いずれも同じプログラムを実施している。その理由は、一つのグループに自分の犯罪と似ている者が集まってしまうと同じ考え方を持っている場合が多く、お互い相手のことに気が付くことが難しくなり、逆に気が付いた場合には自分の話を先にしようとする傾向があるが、成人対象の犯罪者や児童対象の犯罪者を同じグループにした場合、相手に考え方の偏りに気が付き、それが変だと考えるようになることから、異なる群を一つのグループにした方が効果が高いからだという。しかし、児童を対象にした性犯罪者には異なる特徴があるため、一つのグループにまとめることは問題があると思われる。特に児童を対象とし

た性犯罪者は、社会性が不足していたり自信が足りない者が多い傾向にあり、自分の話をしようとせず、隠そうとばかりする傾向にあるという。二〇一〇年度、児童性犯罪件数は全性犯罪者の九・六％に相当し、刑事施設にも少ない数が収容されていると推測される。児童対象性犯罪者は、一般的に小児嗜好症を患っており、性犯罪に強い動機を持つて具体的に犯行を計画し、各種の治療トリハビリプログラムが全く通じない高い再犯の可能性を持つ、児童と面識がない成人男性だという⁽⁴³⁾。また、性欲が唯一の性犯罪の動機ではなく、挫折した自尊心、傷を受けた男性性、外観や性的能力の劣等感から正常な性パートナーとのセックスを介して自分の性欲表現と性的満足を追求することに問題があり、児童を対象としてこれを回復しようとしたり、歪んだ性的な空想に陥っている場合が多いという。性犯罪研究者であるデービッド・ピンケルホは加害者が過去の虐待や性体験を通じて心的外傷を受けたり、小児嗜好症、結婚生活の問題、エディプスコンプレックスなどの特性を持つ場合でも、児童に対して性的衝動を感じることもあると分析した⁽⁴⁴⁾。このように児童対象性犯罪者は成人対象性犯罪者とは異なる特徴があるため、プログラムの内容や時間等における別の基準を適用すべきではないかと考える。

3 効果向上のためのインセンティブの活用

韓国の一〇一〇年から二〇一〇五年間の性犯罪者の仮釈放状況をみると、全仮釈放者のうち、性犯罪者が五・五％を占めている。その後、二〇一〇六年度には五・〇％、二〇一〇八年には五・〇％と低くなっている。これは、二〇一〇六年度以降に児童と女性を対象とした重大事件が急増し、国民の懸念と厳正な法執行を望む国民の法感情を考慮して性犯罪など、反人倫的犯罪者に対して仮釈放審査を強化しているからである⁽⁴⁵⁾。関連訓令を強化し、児童対象および親族による性犯罪者は刑執行率九五％以上かつ開放警備処遇級にならなければ仮釈放申請自体を許可しておらず、この条件を満たしても仮釈放された収容者はほとんどない。このように性犯罪者に対する仮釈放審査強化は今後も続くと思われる。しかし、性犯罪者に対する仮釈放の制限は果たして望ましいのか疑問がある。収容者にとって最も大きな魅力

として作用するものが仮釈放制度であるから、教育の拒否者または積極的に参加しない収容者には仮釈放という銜を利用して教育効果を高めるのはどうだろうか。二〇〇七年性犯罪者出所者一二六六人のうち、三年以内に再入所した者は二二二人（二七・五％）であるが、満期釈放者の再入者率は二〇・八％、仮釈放者の再入者率は一〇・三％で、仮釈放者の再入者率が低い⁴⁶。もちろん、すべての罪名において仮釈放収容者の方が再犯率が低いことは事実である。しかし、プログラムに自発的に参加したり、無事に履修した収容者にはその結果を処遇上の優遇措置に積極的に活用する必要はある。ウィリアム・マーシャル博士は「カナダでは、相談治療成績が良い人を仮釈放する。これらの利点が必要ならば性犯罪者に治療に熱心に取り組む動機付けをするのは難しい」と述べている⁴⁷。現在、韓国では、社会的な雰囲気に応じて収容者の仮釈放率の変動幅が大きく、特に性犯罪者は仮釈放の割合が低いため、これに関する検討が必要である。プログラムの効果的な実施のためにも仮釈放を前提としたインセンティブの提供が必要であり、再犯率をみても仮釈放者の再犯率が低いことから、この制度をうまく活用して教育効果を上げる手段として利用することは可能である⁴⁸と考える。

これに対し、日本の場合、性犯罪者と一般受刑者に仮釈放の差がない点については韓国の状況からみると望ましいと思う。平成一二年から刑事施設を出所した者の出所後一〇年間の強姦の再入者率の調査でも仮釈放が三一・八％、満期釈放が五五・九％で、仮釈放者の再犯率が低い⁴⁹。

性犯罪者であるからといって、いつまでも刑事施設に収容することができるわけではなく、いつかは私たちが住んでいる地域社会に復帰する一般市民である。したがって、これらの再犯防止プログラムは、あらゆる手段と方法を駆使して実施し、改善更生に最善を果たさなければならぬ。したがって、プログラムの効果を高めるための手段として処遇上必要なインセンティブの積極的な活用も良い方法の一つだと考えられる。

(二) ハード面の課題

性犯罪者に対する再犯防止プログラムの効果を高めるためには独立した専用施設の設置が何よりも大事である。性犯罪者は一般収容者の忌避対象でもあるが、自らも自分の罪名が恥ずかしいという事実を認識して、一般収容者の前では自分の話をしようとしめない。したがって、教育の効果を高めるためにはこれらを集めて収容する必要がある。韓国は刑務所内に独立した矯正心理治療センターを設置し、プログラムを実施している。しかし、独立した施設は、たった一つしかなく、ここで実施するプログラム受講者は一年八〇人に過ぎず、性犯罪者の数に比べて圧倒的に少ない。したがって、都合上、独立した専用施設を建てることのできない施設は刑務所内に別の空間を設け、性犯罪者を集めて収容する必要がある。今後管区ごとに計三つの独立した性犯罪者心理治療センターを追加設置する予定とはいえ、現在一段階目の教育や二段階目の教育対象者を一般収容者と雑居収容している現実の問題が多い。

日本には、性犯罪者だけを集めて収容する独立施設はない。しかし、府中刑務所の場合、プログラムを受講する期間には、別の作業場や舎棟に分離して収容している。独立施設がない場合は、この方法も良い選択肢の一つではないかと思う。プログラムを受講する収容者にはフィードバックのための宿題が与えられ、この宿題は一日が終わった後に居室で行われるため、一般収容者と雑居収容すると周囲から性犯罪者という理由でいじめにもあい得る。プログラム受講中の居室配置の問題、工場転業の問題など、複雑な諸問題を解決するためには独立した専用施設の設置が最も良い方法である。独立した施設に収容して集中的なプログラムを実施すれば、その効果がより一層高まるのではないだろうか。

七 おわりに

本稿では、韓日の刑事施設内における性犯罪者処遇の現状について考察した後、性犯罪者再犯防止プログラムを運用するに当たり、現れた複数の課題について検討を行った。

その結果、性犯罪者は被害者が受ける性的な被害を軽く考えるなど思考に歪みがあり、また、自己統制力が弱いなどの問題を抱えている者が多く、その改善更生を図るためには、そうした資質上の問題を改善することが何よりも重要であることが明らかになった。⁽⁵⁰⁾したがって性犯罪者の再犯防止のためには、まず、対象者を正確に選別して、人的資源と環境が整った独立した空間でのプログラムの実施が最も大事である。また、プログラムのほかに薬物治療を併用して実施すれば、より多くの効果が上がると考えられる。もちろん、薬物を投与するには専門医師の診断や処方、刑事施設内での投薬のための法改正など複数の問題が絡み合っているが、性犯罪者の再犯防止が何よりも重大な課題であることは間違いなく、これに対する具体的な検討が要求される。さらに、もう一つの必須事項として、対象者のリスクと適切なプログラムの選定や実施、改善意欲を喚起させるためのインセンティブの積極的な実施などが挙げられる。これらを通じて、性犯罪者の再犯防止プログラムの効率的な運用、ひいては再犯率の低下という結果を得ることができよう。

性犯罪は女性が男性を挑発したせいで起こるとか、女性にはレイプされたい欲求がある⁽⁵¹⁾という誤った考え方を持った男性がいたのも事実である。このような誤った認知の歪みをみせる性犯罪者からわが社会を保つことは至難の業であるが、性犯罪者が被害者に及ぼす影響は一生回復するのは難しいほど深刻であり、特に児童性犯罪者の中には、性的精神障害を持つ者が多く再犯の危険性が非常に高いため、刑事施設内での再犯防止プログラムの重要性は今更い

までもない。また、これらの性犯罪者を社会から永遠に隔離させることは現実的に不可能であるため、プログラムを介して再犯を防止するために最善の努力を尽くさなければならぬ。いい過ぎかもしれないが、刑事施設から治療されないまま出所する性犯罪者は隠された時限爆弾を社会に投げられるようなものであり、善良な国民、特に有望な子供を危険にさらすことにつながる。これらの犯罪を予防するためには、徹底した治療と矯正が急務であり、性犯罪者の出所後もこれらの情報を管理・監督して性犯罪に安全な社会を造っていかねばならない。

今後の課題としては、まだ緒に就いたばかりである韓国の性犯罪者再犯防止プログラムと、定着の道を行っている日本ならではの性犯罪者処遇プログラムの内容的な側面に焦点を合わせながら、プログラムの効果の検証について考察してみたいと思う。

- (1) 김성진 「性暴行犯罪者に対する薬物治療」『国会立法調査処報通卷一〇号』二〇一一年、一〇八頁。
- (2) 二〇〇八年二月一日に登校中の金〇〇(当時八歳)が犯人(五七歳)に誘拐され、性暴力にあい、恒久的な肛門の損失と八〇%程度性器が裂けるなどの深刻な傷害を負った。犯人は一審判決の懲役二年を刑が重いという理由で控訴、上告したが、棄却され、二年の刑が確定された。
- (3) 性犯罪者として有罪判決、または公開命令が確定された性犯罪者の個人情報インターネットに公開する法律である。法律第九七六五号 二〇一〇年一月施行。
- (4) 犯罪者の体にGPSなど居場所のわかるシステムを付けて二四時間行動を監視する制度で、すべての性犯罪、未成年者対象の誘拐犯罪、殺人犯罪、強盗犯罪(二〇一四年六月施行)などがその対象である。裁判所は電子監視を最長三〇年まで宣告することができる。「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置付着等に関する法律」第八三九四号、二〇〇八年九月施行。
- (5) 小児性嗜好症、性的加虐症などの性的性癖がある精神性障害者として禁錮以上の刑に該当する性犯罪を犯した者は、最長一五年まで治療監護所に収容する。治療監護と刑が併科された場合は治療監護を先に執行し、執行期間は刑の執行期間に含まれる。「治療監護法律」第九一一一号、二〇〇八年六月一三日一部改正、二〇〇八年二月施行。

- (6) 児童・青少年対象性犯罪で裁判所から告知命令を宣告された者が居住する地域の住民（児童・青少年がいる世帯）に犯罪者の身上情報を郵便で通知する制度である。告知の情報は、氏名、年齢、住所と実際の居住地、身体情報（身長と体重）、写真、性犯罪の要旨などである。「児童・青少年の性保護に関する法律」第三八条二（登録情報の告知）および第三八条の三（告知命令の執行）。
- (7) 性倒錯症患者として再犯危険性があると認められる一九歳以上のすべての性犯罪者に対して、再犯防止を目的として性欲を制御することができる薬物投与と心理療法を並行することを定めた法律で、薬物投与は精神科専門医の診断や鑑定を受けた後、裁判所の命令によって実施する。最長一五年まで薬物治療が可能である。法律第一〇三七一号 二〇一一年七月施行。
- (8) 警察政策フォーラム「性犯罪者の再犯防止を考える」二〇一一年二月一四日。
- (9) UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime) www.unodc.org/unodc/index.html
- (10) 法務省法務総合研究所「平成二三年版犯罪白書」三五頁。
- (11) 이석규 「汝矣島ナマリ／世の中を変える法」 <http://nannu21.tistory.com/>
- (12) 犯罪と刑事司法統計情報 <http://crimestats.aimudk.com/statistics/analysis/main>、強姦（性売買特別法、青少年性保護に関する法律の該当者は除く）。
- (13) 法務部矯正本部「二〇一二年出所者再服役率調査結果報告」一四頁。
- (14) 二〇〇六年は麻薬（五〇・四％）、窃盗（四〇・四％）、強盗（二六・七％）、性犯罪（二〇・四％）、暴力（二〇・一％）の順である。矯正本部「新たな挑戦、世界に飛躍する先進矯正」二〇一一年、七頁。
- (15) 法務省法務総合研究所「平成二二年度版犯罪白書」二五九頁、（粗暴犯・殺人、傷害（傷害致死を含む）、暴行、脅迫、凶器準備集合および暴力行為等処罰法違反者、財産犯・強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領および盗品等の罪を犯した者、性犯・強姦および強制わいせつを起した者）。
- (16) 「児童・青少年の性保護に関する法律」第一三条、「性暴行犯罪の処罰等に関する特例法律」第一六条には「刑罰と受護命令などの併科」として裁判所は性犯罪を犯した者に対し、有罪判決以外に三〇〇時間の範囲で再犯防止に必要な治療プログラムの履修命令を併科することができる」と明文化している。もし、履修命令を拒否した場合は一年以下の懲役または一〇〇〇万ウォン以下の罰金に処することになる。これは、性犯罪者の歪曲された性意識や行動を矯正して再犯を抑制することにより、国民の安全を図り、すべての性犯罪者に治療的なアプローチを試みたという側面で重要な意味がある。

- (17) 윤정숙, 박정일, 여운철 「性犯罪者再犯防止のための治療プログラムの開発研究」 韓国刑事政策研究院 二〇一一年、六九頁。
- (18) 「児童・青少年の性保護に関する法律」 第二三条①②③略④（中略） ……受講命令または履修命令執行の全部または一部を女性家族部長官に委託することができる。
- (19) 所長は收容者が次の各号のいずれかに該当する行為をすると ……（中略） ……懲罰を科すことができる。①②略③正当な事由なしに作業・教育などを拒否したり、怠った行為。
- (20) 運用根拠…「刑の執行及び收容者の処遇に関する法律」 第六四条（教化プログラム） 所長は受刑者の矯正教化のために相談・心理治療、その他の教化プログラムを実施しなければならない、法務部社会復帰課―四五六―（二〇一一年八月二三日）「矯正心理治療センターの運用計画示達」。
- (21) 高崎小一女兒殺害事件（二〇〇四年三月）、広島小一女兒殺害事件（二〇〇五年一月）、栃木小一女兒殺害事件（二〇〇五年一月）などの女兒性犯罪事件が発生した。
- (22) 林真琴、北村篤、名取俊也 『逐条解説刑事收容施設法』 有斐閣、二〇一〇年、三九九頁。
- (23) 山本麻奈 「性犯罪者処遇プログラムの概要について——最近の取組を中心に」 『刑政』 一二三卷九号、五七頁、第五九回 日本矯正医学会シンポジウム（二〇一二年一月二六日）。
- (24) 問題行動や症状の発現・維持に起因する自らの認知の誤り・ゆがみに気付かせ、これを変化させることによって問題行動を改善させる方法である。法務省 「性犯罪者処遇プログラムの実施について」 平成一七年一月一四日 二頁。
- (25) 認知行動療法の技法の一つで、問題行動につながった要因を検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、問題の再発を未然に防ぐためのスキルを身に付けさせることである。同上 二頁。
- (26) 名取雅子、鈴木美香子 「性犯罪者処遇プログラムの成立経緯とその概要」 『法律のひろば』 二〇〇六年、八頁。
- (27) 山本・前掲注（23）五八頁。
- (28) 二〇〇六年は一〇六三人、二〇〇七年は一〇三八人、二〇〇八年は一〇〇九人、二〇〇九年は九二七人、二〇一〇年は八二九人である。法務省 『矯正統計年報』 平成二三年（強姦同致死傷、強制わいせつ同致死傷、わいせつ・同文書頒布等、強盗強姦同致死を含む）。
- (29) 男性ホルモンの正常な数値は年齢によって異なるが二〇～四九歳の男性であれば二・六～一五・九 ng/mlであり、それ

- 以上や以下の場合一・八〜七・五 mg/ml が正常数値だという。
- (30) 東亜日報 社会面 (二〇一二年八月二十九日)。
- (31) 二〇〇六年、米国オレゴン州で仮釈放された性犯罪者の中で薬物治療を行った後、五年間、追跡観察した結果、投薬群は五・一%の再犯率となったが、投薬拒否群は三〇・九%の再犯率となったことをきっかけに、男性ホルモン遮断に効果的な薬物が開発され、化学的去勢の効用が提起された。釜山日報 生活面 (二〇一二年一月一日)。
- (32) 再犯の危険性がある者を対象に釈放する二ヶ月前に薬物治療と心理治療を実施する制度で、現在まで四人の犯罪者に性衝動薬物治療命令が請求された。外国は、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドなどの欧州諸国と米国(カリフォルニア州、ルイジアナ州、フロリダ州、アイオワ州など)などで薬物治療制度を運用している。
- (33) 名取・前掲注(26) 一六頁。
- (34) 抗ホルモン剤は一ヶ月または三ヶ月ごとに投与するが、一ヶ月ものは一四万〜二二万ウォン、三ヶ月ものは四〇万〜四五万の費用がかかるという。薬物治療の医療費は一人当たりの年間約五〇〇万ウォンで、治療費は一八〇万ウォンであるが、ホルモンの数値と副作用検査をするために五〇万ウォン、心理治療を併用する費用が二七〇万ウォンほどかかる。
- (35) 유정숙・前掲注(17) 一六四頁。
- (36) 太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策——現状と課題——」『警察学論集』二〇〇九年、一一四頁。
- (37) 유정숙・前掲注(17) 二二七頁。
- (38) 週刊東亜 社会面 (二〇一二年七月三〇日)。
- (39) 同上、韓国の保護観察所・刑務所の治療プログラム二七件を分析した結果、プログラムの運用時間は、保護観察所が平均三九・八時間、刑務所が平均六一・五時間であった。
- (40) 山本麻奈 日本矯正医学会シンポジウム(平成二四年一〇月二六日) (O'Donnell et al., 1971, Baird et al., 1979, Andrews & Kiessling, 1990, Bonta et al., 2000)。
- (41) 同上 (Andrews & Bonta, 2003)。
- (42) 警察庁『平成二三年上半期の犯罪情勢』平成二三年九月(全体性犯罪者件数は強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強盗強姦を含む。児童性犯罪者件数は強姦、強盗強姦、強制わいせつ、強制わいせつの目的略取誘引を含む)。
- (43) 共感コリアコラム&ビーブル 政策寄稿面(二〇一二年一〇月五日)。

- (44) 週刊京郷 社会面 八四六号 (二〇〇九年一〇月二〇日)。
- (45) 法務部『法務年鑑』二〇一一年、二三七頁。
- (46) 法務部矯正本部「二〇一一年出所者再服役率調査結果報告」。
- (47) 週刊東亜 社会面 (二〇一二年七月三〇日)。
- (48) 米国も性犯罪者には仮釈放を前提条件として治療プログラムの履修を義務化している。
- (49) 法務省法務総合研究所『平成二二年版犯罪白書』二五九頁。
- (50) 法務省法務総合研究所『平成二二年版犯罪白書』二九二頁。
- (51) 大場玲子「性犯罪の現状と対策」『罪と罰』四四卷一号、二〇〇六年。

徐 運在 (ソ ウンジェ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

韓国法務部矯正本部矯正監

最終学歴 全北大学校行政大学院政策学科前期博士課程

専攻領域 公法 (刑事政策)

主要著作 「刑事施設内の矯正医療の現状と展望——韓日矯正医療を中心に——」『法

学政治学論究』第九三号 (二〇一二年)

「民営刑務所の現状と課題——韓国のソマン (所望) 刑務所を中心

に——」『法学政治学論究』第九五号 (二〇一二年)